



からだの保険・他

- 問 70～76 傷害保険
- 問 77～78 海外旅行保険
- 問 79 医療保険
- 問 80～81 その他の保険



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他

からだの保険・他について



◆からだの保険には、ケガを補償する「傷害保険」と、ケガおよび病気を補償する「医療保険」などがあります。

◆傷害保険は急激・偶然・外来の事故によるケガを補償の対象としており、次のような保険があります。

- ・普通傷害保険：国内外を問わず、家庭内・職場内・通勤中・旅行中などで起きた事故によるケガを補償します。
- ・家族傷害保険：普通傷害保険の補償対象者(被保険者)の範囲を家族にしたものです。
- ・交通事故傷害保険：主として交通事故によるケガを補償します。
- ・ファミリー交通傷害保険：交通事故傷害保険の補償対象者(被保険者)の範囲を家族にしたものです。
- ・国内旅行傷害保険・海外旅行保険：観光・商用などの旅行に伴うケガの補償のほか、携行品の損害なども補償します。

◆傷害保険で支払われる保険金は、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金などがあり、それぞれ契約時に保険金額を定めます。なお、入院保険金・通院保険金は、日常生活に支障がない程度にケガがなおった日までの入通院が補償の対象となりますので、入通院すれば必ず支払われるものではありません。

◆医療保険はケガや病気により入院した場合に健康保険などの公的医療保険制度だけではカバーしきれない出費について補償する保険であり、入院保険金、手術保険金などが支払われます。

◆その他の保険としては、偶然な事故によって他人を死傷させたり他人の財産に損害を与えてしまったりした場合に負担する法律上の損害賠償責任について補償する「個人賠償責任保険」などがあります。

問70

傷害保険は、 どのような保険ですか。

答え >>>

傷害保険は、「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院したり死亡したりした場合などに保険金が支払われる保険です。

◆ケガをして病院で治療を受けた場合には、健康保険などの公的な制度があるから大丈夫だと思っている人は多いかもしれません。しかし、入院しなければならないような大ケガをした場合には多額の入院費用がかかることがあります。さらには、後遺障害を負ったり、死亡してしまったりするようなケースも考えられます。このようなケガによって生じる損失に備えるための保険が傷害保険です。

◆傷害保険は、以下のとおり「財物」を対象としている火災保険や自動車保険（車両保険）などとは異なる特徴があります。

1. 保険価額という概念が存在しないこと

傷害保険の対象は「人の身体」であり、人の価値は金銭に見積もることはできません。つまり、保険金額を決めるうえでの客観的な基準（保険価額の考え方）がないということになります。このため、一部保険および超過保険の考え方（「問56」参照）や、他の契約があった場合に適用される各契約の保険金支払いを調整する考え方（「問57」参照）は、傷害保険にはありません。

2. 保険金が定額払いであること

火災保険や自動車保険は、事故によって生じた実際の損害額をもとに算出された保険金が保険金額を限度に支払われることとなります（これを「実損払い」といいます。）。これに対して、傷害保険は契約時に定めた保険金額が保険金として支払われます（これを「定額払い」といいます。）。このため、健康保険、生命保険、労災保険または賠償責任保険など、他保険からの支払いとは関係なく保険金が支払われます（つまり、傷害保険とそれ以外の保険を契約している場合または複数の傷害保険を契約している場合には、各契約からそれぞれ保険金が支払われるということです。）。



メモ



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他

「重複保険の
保険金支払い」に関する
関連項目の索引

▶ 共通 46ページ
▶ すまいの保険 181ページ

◆被保険者が「急激・偶然・外来の事故」によってケガをした場合に支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	要 件	支払われる額
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額（既に後遺障害保険金が支払われている場合はその額を控除）
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	死亡・後遺障害保険金額×障害の程度に応じた割合
入院保険金（注1）	事故の発生の日からその日を含めて一定期間内（180日以内など）に入院した場合	入院保険金日額×入院日数（180日限度など）
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて一定期間内（180日以内など）に手術をした場合（ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限られます。）	入院保険金日額×所定倍率（入院中の手術は10倍、それ以外の手術は5倍など）
通院保険金（注1）	事故の発生の日からその日を含めて一定期間内（180日以内など）に通院した場合	通院保険金日額×通院日数（90日限度、30日限度など）

注1 入院保険金・通院保険金の支払い

- ケガが全治せずに入院・通院している間に別のケガをした場合など、別々のケガで同一日に入院・通院したときには、その重複する入院・通院については重ねて保険金は支払われません。
- ケガを被ったときにすでに存在していた身体の障害や疾病の影響があった場合や、ケガを被った以降にそのケガの原因となった事故と関わりのない傷害・疾病によりそのケガが重くなるなどの影響があった場合には、その影響がなかった場合に相当する入院・通院日数分の保険金が支払われます（例えば、骨粗しょう症の人が事故にあって骨粗しょう症の影響によりケガが重くなった場合などが考えられます。）。

◆傷害保険では、主として次のような事由によって生じたケガに対しては、保険金は支払われません。また、被保険者の頸部症候群（むち打ち症）・腰痛・その他の症状で医師による他覚所見のないもの、細菌性食中毒やウイルス性食中毒についても保険金は支払われません。

1. 契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失
2. 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為
3. 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬・シンナーなどを使用した運転によって生じた事故
4. 被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失
5. 被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
6. 戦争、内乱、暴動等
7. 地震・噴火またはこれらによる津波（注2）
8. 山岳登はん、リュージュ、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動

注2 地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）

地震等については、補償の対象外になりますが、保険会社によっては特約を付帯（セット）することで補償を受けることができます。

問71

傷害保険における「急激・偶然・外来の事故」とは、どのような事故をいうのですか。

答え >>>

突発的(急激)に、たまたま(偶然)、被保険者の身体の外部からの作用(外来)によって生じる事故のことをいいます。

- ◆ 傷害保険は「急激・偶然・外来の事故」によって「人の身体に傷害」が生じた場合に補償を行う保険です。このため、これらの要件にすべて該当しなければ傷害保険の対象にはなりません(注)。

注 傷害保険普通保険約款

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故(注)によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

(注) 以下「事故」といいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

※ 保険会社により約款は異なります。詳しくは保険会社または代理店にお問い合わせください。

1. 事故の急激性

急激性とは、突発的に発生することであり、事故から傷害の発生までの過程が直接的で、時間的な間隔がないことを指します。例えば、「靴ズレ」や「しもやけ」などは、身体への持続的・継続的作用によって生じるものであり、突発的なものとはいえないため、急激な事故によるものとはなりません。

2. 事故の偶然性

偶然性とは、以下の①～③のいずれかの予知できない出来事のことを指します。

① “原因が偶然”(階段で足を踏みはずす等)

② “結果が偶然”(走ってアキレス腱を断裂する等)

③ “原因と結果がともに偶然”(道路で転んだところを走ってきた車にひかれる等)

例えば、足の骨折治療中にボールを蹴って悪化させた場合など、十分に



メモ



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他

結果を予測することができた傷害は、偶然な事故によるものとはなりません。

3. 事故の外来性

外来性とは、傷害の原因自体が身体の外側からの作用によることを指します。傷害自体が身体の外側に現れる必要はありませんが、例えば、脳疾患で卒倒して骨折したときなど、身体に内在する原因によって生じた傷害は、外来の事故によるものとはなりません。

4. 身体の傷害性

ここでいう「傷害性」とは、いわゆる「ケガ」よりもやや広い意味を持ち、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状が含まれます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。

保険会社によっては、特定感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症のうち、一類感染症から三類感染症まで）を発病したときに、補償（入院保険金・通院保険金・後遺障害保険金などの支払い）する特約を用意している場合もあります。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他

問72 どの種類の傷害保険でも、補償される範囲は同じですか。

答え >>> 傷害保険にはいくつか種類があり、それぞれで補償範囲が異なります。

◆傷害保険には、多様な商品設計が可能という特徴があります。こうしたことを背景として傷害保険には次のように様々な種類があり、それぞれ被保険者の範囲や補償される事故の範囲が異なります。例えば、普通傷害保険は、保険金が支払われない場合に該当する事由以外はすべての傷害を補償する、いわゆる「オール・リスク」型の傷害保険であり、これをベースに家族を被保険者に含めたりするもの、交通事故に補償を限定するものなどがあります。

商 品	概 要
普通傷害保険	最も基本的な傷害保険です。日本国内外を問わず、家庭内、職場内、通勤中、旅行中などで起こる急激・偶然・外来の事故によるケガ(死亡、後遺障害、入院・通院)が補償されます。
家族傷害保険	補償する危険(リスク)の範囲は普通傷害保険と同じですが、家族のケガも補償されます。
交通事故傷害保険	交通事故(乗物に搭乗中の事故、乗物との接触・衝突などの事故、駅の改札口内での事故、乗物の火災などを含む。)により被ったケガが補償されます。
ファミリー交通傷害保険	補償する危険(リスク)の範囲は交通事故傷害保険と同じですが、家族のケガも補償されます。
国内旅行傷害保険	日本国内の旅行中に被ったケガのほか、特約により賠償責任、携行品損害、救援者費用などが補償されます。
海外旅行保険	海外旅行中に被ったケガのほか、特約により疾病死亡、疾病治療費用、賠償責任、携行品損害、救援者費用などが補償されます。

◆家族傷害保険やファミリー交通傷害保険においては、保険証券の本人欄に名前が記載されている者（本人）に加えて、次の人が自動的に被保険者になります。また、本人と本人以外の被保険者との続柄は、ケガの原因となった事故発生時における関係で判断されます。なお、夫婦特約などの特約により被保険者の範囲を限定することもできます。

1. 本人の配偶者
2. 本人または配偶者の同居の親族
3. 本人または配偶者の別居の未婚（これまでに婚姻歴がないこと）の子

◆前ページの表に掲げた傷害保険の中には、ケガに対する補償のほか、賠償責任、物の損害、各種費用の損害をあわせて補償する商品があります。その代表例が「海外旅行保険」であり、海外旅行中に被った「ケガによる死亡、後遺障害、治療費用」「病気による死亡、治療費用」「賠償責任」「携行品」「事故に遭った場合に家族が現地に行くための交通費や現地滞在費」などの損害に対して保険金が支払われます（「問77」参照）。

問73

傷害保険の保険金額を 無制限にすることはできますか。

答え >>>

傷害保険の保険金額は、契約時にあらかじめ一定の金額を設定しますので、無制限にすることはできません。

- ◆ 傷害保険は、契約時にあらかじめ一定の保険金額を設定する商品であり、これを無制限にすることはできません。仮に、ケガによる死亡の場合の保険金額を無制限とすると、万が一、ケガで死亡した場合に実際にいくら保険金を支払えば良いのか、契約者と保険会社の間で見解が異なってしまうなど、保険金の支払いに支障が生じるおそれがあります。
- ◆ 保険金額を無制限とする取扱いは自動車保険の対人賠償責任保険などで行われていますが、自動車事故の賠償責任については実際に事故が発生してみないと損害賠償額がいくらになるかが分からず、また裁判などで高額な損害賠償判決が下される可能性もあり得ることなどから、無制限とする契約も用意しているという事情があります。
- ◆ また、傷害保険では犯罪による保険金詐欺など、不正な保険金請求を行う危険（モラルリスク）が潜んでいることから、これを防止するために、各保険会社では保険金額に限度額を設定しており、この限度額を超える保険金額で契約することはできないことになっています。
- ◆ 被保険者1名あたりの傷害死亡・後遺障害保険金額は、被保険者の年齢、職業、収入等を勘案し妥当と認められる金額の範囲内で設定されることになります。
- ◆ なお、契約者と被保険者が異なる契約で被保険者の同意がない場合や被保険者が未成年者（満15歳未満）の場合については、保険会社が一定の引受限度額を設定しています（注）。

注 金融審議会「保険の基本問題に関するワーキンググループ」における平成20年7月3日公表の資料「未成年者・成年者の死亡保険について」において、被保険者の同意がない場合や被保険者が未成年者（満15歳未満）の場合における一般の傷害保険（海外旅行保険を除く。）については、『一時払いを含み、1,000万円を引受上限金額とする』との内容が示されました。



メモ



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他

「他人を被保険者とする契約」に関する関連項目の索引

▶ からの保険・他 216ページ



問74

契約者と被保険者が異なる契約の場合に、契約締結時に被保険者に対して注意すべきことはありますか。

答え >>>

契約者以外の者を被保険者とする場合には、原則、被保険者の同意が必要となります。

「他人を被保険者とする契約」に関する関連項目の索引

▶からだの保険・他 215ページ

◆契約の当事者以外の者を傷害保険の被保険者とする場合には、被保険者の同意が必要とされており、同意がなければ、その契約は無効となります。ただし、保険金受取人を被保険者または被保険者の法定相続人とする場合には、モラルリスクのおそれが一般的には少ないと考えられているため、保険法(注1)において同意は不要とされています。この点については、生命保険契約(注2)の取扱いとは異なります。



モラルリスク

○モラルリスクとは、保険金の不正取得を目的とした道徳的危険のことをいいます。損害保険業界では、保険犯罪の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正な支払いを確保し、損害保険制度の健全な運営を図ることを目的として、傷害保険契約等の「契約内容登録制度」を実施しています。

！ 保 険 法

注1 保険法 第67条(被保険者の同意)

傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあっては、被保険者又はその相続人)が保険金受取人である場合は、この限りでない。【強行規定】

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。【強行規定】

！ 保 険 法

注2 保険法 第38条(被保険者の同意)

生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約(保険者が被保険者の死亡に関し保険給付を行うことを約する生命保険契約をいう。以下この章において同じ。)は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。【強行規定】

◆ただし、保険法において、被保険者自身が保険金受取人である場合の同意は不要と規定されているものの、保険会社の実務においては、一定の金額を超える契約を締結するときには、同意が求められる場合もあります。

◆また、契約者と被保険者が異なる契約で被保険者の同意がない場合や被保険者が未成年者（満15歳未満）の場合については、契約を引き受けるうえでの保険金額の限度額を設定しています。上限金額は、金融審議会「保険の基本問題に関するワーキンググループ」での論議内容（「問73」参照）や日本損害保険協会が策定したガイドラインを踏まえて各社で設定しています。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他

問75

傷害保険における
告知事項や通知事項は、
どのようなものがありますか。

答え >>>

告知事項には、「被保険者の職業・職種」「他の傷害保険契約等の情報」があります。
通知事項には、「被保険者の職業・職種の变更」があります。

(告知事項)

◆契約時の告知事項は、危険（給付事由の発生の可能性）に関する重要な事項のうち、保険会社が申込書に記載して告知することを求めた事項が該当します。契約者または被保険者は、告知を求められた事項について、事実を正確に告げなければならず、約款に告知義務として記載されています。

「告知事項」に関する
関連項目の索引

▶ 共通	23ページ
▶ くるまの保険	114ページ
▶ すまいの保険	183ページ

◆具体的には、次のような事項となります。

1. 被保険者の職業・職種
2. 同一の被保険者に対する他の保険契約等の有無

◆これらは保険料の算出や引受けの可否判断にあたって必要となる事項です。故意または重大な過失によって正しく告知を行わなかった場合には、契約が解除され、保険金が支払われない場合があります。

◆なお、正しく告知を行わなかった事項と傷害との間に因果関係が認められない場合には、保険金が支払われます。

「因果関係が
認められない場合」に
関する関連項目の索引

▶ 共通	25ページ
▶ すまいの保険	183ページ

◆例えば、職業を偽って告知した場合において、仕事外の日常生活においてケガをしたようなケース（道を歩いていたらボールが飛んできてケガをした場合）は、告知義務違反の事実と傷害との間に因果関係がないと考えられるため、保険金が支払われることになります。

(通知事項)

- ◆契約後の通知事項は、告知事項のうち、危険増加（告知事項についての危険が高くなり、保険料が不足する状態になること）に関するもので、保険会社が通知することを求めた事項が該当します。契約者または被保険者は、通知を求められている事項について、遅滞なくその事実を通知しなければならず、約款に通知義務として記載されています。

- ◆具体的には、次の事項となります。

○被保険者の職業・職種の変更

- ◆これらは保険料の算出等にあたって必要となる事項です。故意または重大な過失によって遅滞なく通知を行わなかった場合には、原則として保険金が支払われません。

- ◆なお、通知しなかった事項と傷害との間に因果関係が認められない場合には、保険金は支払われます。

(通知義務以外の連絡事項)

- ◆通知義務で求められた事項以外に、契約者が住所または通知先を変更した場合には、契約者は保険会社に遅滞なく連絡する必要があります。

- ◆このような変更は、危険増加（告知事項についての危険が高くなり、保険料が不足する状態になること）には該当しないため、通知しなくても契約の解除などは行われませんが、保険会社からの重要なお知らせや案内ができないこととなります。



メモ

「通知事項」に関する 関連項目の索引

▶ 共通	37ページ
▶ くるまの保険	115ページ
▶ すまいの保険	184ページ



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



問76

傷害保険契約が無効や失効となるのは、どのような場合ですか。

答え >>>

モラルリスクのおそれがある場合には、その契約は「無効」となります。また、被保険者が死亡した場合には、その契約は「失効」となります。

◆約款では、保険契約の無効・失効のほか、取消し・解除等の場合の取扱いについて定められています。

「無効」に関する
関連項目の索引

▶ 共通	41 ページ
▶ くるまの保険	116 ページ
▶ すまいの保険	185 ページ

(無効)

◆保険契約には、例えば傷害保険において被保険者を殺害して保険金を取得しようとするなど、不正な保険金請求を行う危険(モラルリスク)が潜んでいることから、保険本来の目的を逸脱しないようにするための対応が求められています。

◆傷害保険の契約の際にも、モラルリスクを誘発しかねない次の事実があったときには、その契約を「無効」にする対応を行っています。「無効」になると契約は、はじめから成立していなかったことになります。

1. 契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結したとき
2. 契約者以外の者を被保険者とする契約について死亡保険金受取人を定める場合(注1)に、その被保険者の同意を得なかったとき(注2)

注1 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

! 保 険 法

注2 保険法 第67条(被保険者の同意)

傷害疾病定額保険契約の当事者以外の者を被保険者とする傷害疾病定額保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。ただし、被保険者(被保険者の死亡に関する保険給付にあっては、被保険者又はその相続人)が保険金受取人である場合は、この限りでない。【強行規定】

2 前項ただし書の規定は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約については、適用しない。【強行規定】

- ◆ 契約が「無効」となる場合においては、原則として保険料は返還されます。ただし、契約者が不法な保険金取得目的または第三者に不法な保険金取得をさせる目的で契約をした場合には、保険料は返還されません（注3）。

注3 民法 第708条（不法原因給付）

不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。

ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。

（取消し）

- ◆ 契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または脅迫によって保険会社が契約を締結した場合には、保険会社は契約者に対する書面による通知をもって、契約を取り消すことができます。

「取消し」に関する
関連項目の索引

▶ 共通	42ページ
▶ くるまの保険	116ページ
▶ すまいの保険	185ページ

- ◆ 上記の場合においては、保険料は返還されません（注4）。

注4 保険法 第93条（保険料の返還の制限）

保険者は、次に掲げる場合には、保険料を返還する義務を負わない。

- 一 保険契約者、被保険者又は保険金受取人の詐欺又は強迫を理由として傷害疾病定額保険契約に係る意思表示を取り消した場合
- 二 傷害疾病定額保険契約が第68条第1項の規定により無効とされる場合。ただし、保険者が給付事由の発生を知って当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をしたときは、この限りでない。

【片面的強行規定】

！ 保 険 法

（失効）

- ◆ 傷害保険の契約後、被保険者が死亡してしまった場合には、傷害保険をつける対象者が存在しないため、契約は「失効」する（効力を失う）こととなります。

「失効」に該当する具体例としては、傷害保険で保険金支払いの対象外となっている「疾病」によって被保険者が死亡してしまった場合などがあります。

- ◆ 契約が「失効」となる場合においては、所定の方法により計算した保険料が返還されます。ただし、死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料は返還されません。

「失効」に関する
関連項目の索引

▶ 共通	42ページ
▶ くるまの保険	117ページ
▶ すまいの保険	186ページ



共
通



く
る
ま
の
保
険



す
ま
い
の
保
険



か
ら
だ
の
保
険・
他

「解除」に関する
関連項目の索引

▶ 共通	23ページ
▶ 共通	38ページ
▶ 共通	42ページ
▶ くるまの保険	117ページ
▶ すまいの保険	186ページ

(解除)

◆ 保険会社は、例えば、次の場合に契約を解除することができます。

1. 告知義務違反
2. 重大事由 (「重大事由による契約解除」44 ページ参照)

◆ 契約者は、保険会社に対して書面による通知を行うことにより、いつでも契約を解除 (解約) することができます。

◆ 契約が解除された場合は、所定の方法により計算した保険料が返還されます。



問77

海外旅行保険は、 どのような保険ですか。

答え >>>

海外旅行中に被ったケガや病気による死亡・後遺障害・治療費用のほか、賠償責任、携行品損害、救援者費用などを補償する保険です。

- ◆海外旅行保険は、被保険者が海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間（以下「旅行行程中」といいます。）に被る可能性のある各種の危険（リスク）を補償（注1）する保険です。各種の危険（リスク）を総合的に補償する商品のほか、必要な補償だけを選んで契約する、いわゆるバラ売りの商品も用意されています。また、インターネットでの申込みにより保険料が割引となる商品もあります。

注1 海外の滞在地や往復の航空機内だけでなく、住居から往きの空港に着くまでや帰りの空港から住居までといった、日本国内で発生した事故についても補償対象となります。

- ◆主な補償内容は次のとおりです（総合的に補償するタイプの場合）。

傷害治療費用	旅行行程中でのケガの治療費用を補償
疾病治療費用	旅行行程中での病気の治療費用（注2）を補償
傷害死亡	旅行行程中でのケガで死亡した場合を補償
傷害後遺障害	旅行行程中でのケガによって後遺障害を負った場合に補償
疾病死亡	旅行行程中での病気で死亡した場合を補償
賠償責任	旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負った場合を補償
携行品損害	旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあたり壊れたりした場合を補償
救援者費用	海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
航空機寄託手荷物遅延費用	手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機遅延費用	航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
旅行変更費用	被保険者や同行予定者などの死亡・危篤、被保険者などの入院、渡航先での地震・戦争・テロ行為などの発生のために出国を中止または海外旅行を途中で取り止めて帰国した場合の費用を補償



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



注2 病気の治療費用は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ①旅行行程中に発病した病気であって、旅行行程中または旅行行程終了後72時間までの間に医師の治療を受けた場合の費用
 - ②旅行行程中に感染した感染症(※)であって、海外旅行終了日から30日までの間に医師の治療を受けた場合の費用
- ※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症から四類感染症までの感染症をいいます。

◆補償内容のうち、傷害・疾病による死亡・後遺障害・治療費用の補償について、保険金が支払われない主な場合をまとめると、次のとおりとなります。

傷害・ 疾病共通	1. 契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 2. 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為による身体障害 3. 戦争、内乱等(テロ行為を除きます。) 4. 被保険者の頸部症候群(むち打ち症)・腰痛・その他の症状で医師による他覚所見のないもの
傷 害	1. 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬・シンナーなどを使用した運転によって生じた傷害 2. 被保険者の脳疾患、心神喪失による傷害
疾 病	1. 被保険者が被った傷害に起因する疾病 2. 妊娠・出産・早産・流産に起因する疾病 3. 歯科疾病 4. 旅行開始前または旅行終了後72時間経過後に発病した疾病

◆通常、海外旅行保険を契約する場合には、保険期間を旅行日数に合わせて契約することになります(注3)が、留学や駐在といった海外で長期に滞在する場合には、保険期間を長期(滞在日数)に設定するとともに必要な補償を追加(注4)するなどして契約することが可能な商品を用意している保険会社もあります。ただし、帰国予定のない場合や海外に永住される場合には、契約できません。

注3 被保険者の責めによらない次のような事由により帰国が遅延するときは、追加保険料を負担することなく保険期間の終了が延長されます。

【①最長72時間を限度に延長】

- ・被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機、船舶、車両などの交通機関のうち、運行時刻が定められている交通機関の遅延、欠航、運休
- ・もしくは交通機関の搭乗予約受付業務に過失があったことによる搭乗不能(いわゆるダブルブッキング)
- ・被保険者が医師の治療を受けたこと
- ・被保険者の旅券の盗難・紛失
- ・被保険者の同行家族または同行予定者が入院したこと

【②正常な旅行行程に復帰できるまでに要する時間で保険会社が妥当と認める時間を限度に延長】

- ・被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
- ・被保険者に対する公権力による拘束

- ・被保険者が誘拐されたこと
- ・日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと

注4 通常の海外旅行保険は、短期旅行者を対象とした商品であることから、例えば、①借家人賠償責任、②自家用車の損害賠償責任、③家財の損害といった長期海外滞在時に特有に発生する可能性がある危険（リスク）には対応していないことが一般的と思われます。

◆海外旅行保険は、傷害保険を中心に様々な補償を用意した商品ですが、通常の傷害保険とは異なる次のような特徴があります。

1. 傷害により医師の治療を受けた場合、普通傷害保険や家族傷害保険などは、あらかじめ契約時に定められた金額が保険金として支払われる「定額払い」であるのに対して、海外旅行保険は、契約時に設定した保険金額を限度として治療のために要した「実費」が支払われることになります（傷害死亡保険金および傷害後遺障害保険金については「定額払い」）。
2. 普通傷害保険などでは保険金が支払われない「地震・噴火またはこれらによる津波」による傷害についても補償されます。また、普通傷害保険などでは対象外としている「細菌性食中毒・ウイルス性食中毒」についても、一定期間内に治療を受ければ補償の対象となります。

◆海外では日本に比べ治療費が高額になる場合もあり、海外でケガをしたり病気にかかって治療を受けたりする場合には、様々な問題が発生してくることが考えられます。

具体的には、どこの医療機関で治療を受ければ良いのかが分かりにくいということ、高額な治療費をその場で支払うことが可能かどうかということ、そして症状の説明や治療方法など専門的な医療用語について外国語でコミュニケーションが図れるかどうかということなどが考えられます。こうした事態に対応するため、海外旅行保険では、保険金を支払うという保険商品としての本来的な機能のほかに、次のようなサービスを提供している保険会社もあります。

- ・病院や医師の紹介・予約
- ・キャッシュレス治療の手配
- ・医療通訳の手配

◆最後に、海外旅行保険の契約方法としては、保険会社や代理店での契約のほか、インターネットや空港でも契約することができます。保険会社によっては空港に専用窓口や自動販売機を設置して対応しています。



メモ



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



メモ

問78

クレジットカードについて
海外旅行保険について
教えてください。

答え >>>

クレジットカードの種類によっては、海外旅行保険が付帯(セット)されていることがあります。ただし、補償内容などについては、事前に確認することが必要です。

- ◆クレジットカードには、海外旅行保険が付帯(セット)されていることがあります。ただし、旅行代金などをクレジットカードで支払った場合のみが適用対象となるなど一定の適用条件が設定されている場合があります。また、補償内容が十分でないこともあります。「適用条件」「保険期間」「保険金額」「補償の範囲や対象」などについて事前に確認し、必要に応じて、別途海外旅行保険を契約する必要があります。
- ◆一般の海外旅行保険は、クレジットカード付帯の保険で補償内容が不足している部分のみ追加して契約することもできます(必要な補償だけを選ぶバラ売り商品があるということです)。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他

問79 医療保険は、 どのような保険ですか。

答え >>> 医療保険は、ケガや病気の結果、入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です。

◆健康保険などの公的な医療保険は、入院費・通院費の全額について支給されるわけではなく、一部自己負担が発生します。特に長期間入院した場合にはその費用が高額になることもあり、こうしたときに公的医療保険（健康保険など）を補完するのが医療保険の役割といえます。

◆傷害保険が「ケガ（傷害）」の補償であるのに対し、医療保険は「病気（疾病）」も補償されます。傷害・疾病に対し入院保険金・手術保険金を支払うことを基本にして、通院時の補償、退院後の療養時の補償、死亡したときに要する費用（葬祭費等）の補償、健康保険の対象外となるような先進医療を受けたときに要する費用（技術料等）の補償などを組み込むことにより、商品によっては補償内容が多岐にわたっています。また、損害保険会社だけでなく、生命保険会社などでも販売されていますので、支払われる保険金の種類・範囲・名称・支払限度額などを中心によく確認したうえで契約することが必要です。

◆医療保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類		要件
入院関係	傷害入院保険金	急激・偶然・外来の事故による傷害で入院（注）したとき
	疾病入院保険金	疾病で入院（注）したとき
手術関係	傷害手術保険金	傷害入院保険金が支払われる場合で、その傷害の治療のため、所定の手術をしたとき
	疾病手術保険金	疾病入院保険金が支払われる場合で、その疾病の治療のため、所定の手術をしたとき



保険金の種類		要 件
その他	傷害通院保険金	傷害入院保険金が支払われる場合などで、退院後にその傷害の治療のため、通院したとき
	疾病通院保険金	疾病入院保険金が支払われる場合などで、退院後にその疾病の治療のため、通院したとき
	葬祭費用保険金	被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したとき
	先進医療費用保険金	傷害や疾病で入院し、その治療のため先進医療を受けて技術料を負担したとき

注 医療保険における「入院」

「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。このため、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院については、医療保険では補償されないこととなります。

◆医療保険では、主として次のような場合には、保険金が支払われません。

傷害・ 疾病共通	1. 契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による身体障害 2. 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為による身体障害 3. 被保険者の頸部症候群（むち打ち症）・腰痛・その他の症状で医師による他覚所見のないもの
傷 害	1. 被保険者の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬・シンナーなどを使用した運転によって生じた傷害 2. 地震、噴火またはこれらによる津波による傷害
疾 病	1. 先天性障害による疾病 2. 被保険者の妊娠・出産（正常分娩でないと認められる場合を除く。）による疾病 3. 被保険者の麻薬等使用、薬物依存、アルコール依存による疾病



公的医療保険（健康保険など）における高額療養費制度

○ケガや病気で公的医療保険（健康保険など）を利用した場合、自己負担するのは医療費の一部（3割など）です。ただし、長期入院などにより治療費が高額になったときは、自己負担額も高額になります。このように自己負担額が高額になった場合には、公的医療保険（健康保険など）の中に用意されている「高額療養費制度」を利用することができます。

○この制度は、長期入院や治療が長引いたことにより、1か月の医療費の自己負担額が一定の金額（自己負担限度額）を超えた場合、超過部分の払い戻し（還付金の支払い）が行われるという制度です。ただし、入院時の差額ベッド代などは対象になりません。

問80 個人賠償責任保険は、 どのような保険ですか。

答え >>>

個人またはその家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。

- ◆個人賠償責任保険は、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任(注1)を負担することによって被る損害を補償する保険です。一般的に、火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として販売されています。日常生活(工作中を除く。)の中で実際に損害賠償金を請求されることは少ないかもしれませんが、最近では、自転車事故によって他人を死傷させた場合に、高額な損害賠償金を請求されるケースも発生しており、家計に大きなダメージを与えることもあり得ます。

注1 法律上の損害賠償責任の一例として、民法第709条に規定される「不法行為責任」(注2)があります。なお、通常、個人賠償責任保険では「故意」による損害には保険金は支払われません。

注2 民法 第709 条(不法行為による損害賠償)
故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- ◆通常、個人賠償責任保険の被保険者(注3)は記名被保険者本人とその家族(配偶者、同居の親族、別居の未婚の子など)となります。したがって、世帯主が契約すれば子供が起こした事故も補償されます。

注3 被保険者が責任能力のない未成年者や認知症の高齢者など責任無能力者である場合は、その親権者や法定の監督義務者等も被保険者となる保険商品もあります。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他



◆補償の対象となる事故例は、次のとおりです。他人の「身体」や「財物」に損害を与えた場合が対象となります。

1. 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。
2. 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。
3. 子供が駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。
4. 自転車で走行中に歩行者とぶつかり後遺障害を負わせた。
5. マンションの自宅の風呂場からの水漏れにより、階下の戸室の家財に損害を与えてしまった。
6. ガス爆発によって、隣の建物を損壊させた。
7. ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭に当たり死亡させた。

◆個人賠償責任保険で保険金支払いの対象となる損害や主な費用は、次のとおりです。なお、損害賠償の請求を受け、その賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社の承認を得ないと、保険金が削減される場合がありますので注意が必要です。

1. 被害者に対する損害賠償金（治療費、修理費、慰謝料など）
2. 弁護士費用、訴訟になった場合にそれに要する費用、調停・和解・仲裁の場合にそれに要する費用

◆個人賠償責任保険で保険金が支払われない主な場合は、次のとおりです。

1. 契約者、被保険者の故意による損害
2. 地震・噴火またはこれらによる津波に起因する損害
3. 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
4. 被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
5. 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
6. 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
7. 航空機・船舶・車両または銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

◆なお、個人賠償責任保険には示談交渉サービスを行う商品もありますが、このサービスを付帯（セット）しているかどうかは保険会社によって異なりますので、確認が必要です。

問81 自転車事故を補償する保険は、どのような保険がありますか。

答え >>>

自転車の事故に備える保険としては、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任が発生した場合に備える「個人賠償責任保険」と、自分がケガをした場合に備える「傷害保険」があります。

- ◆自転車による事故であっても、死傷者を出すような重大な事故につながる可能性があります。事故を起こさないように安全運転を心がけることが重要ですが、どんなに注意していても、いつ起こるか分からないのが交通事故です。万が一のときのために自転車事故を補償する保険で備えておくことが大切です。
- ◆「個人賠償責任保険」は、個人またはその家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。自転車の運転で他人にケガをさせてしまった場合でも支払いの対象になります。（「問80」参照）
- ◆保険会社によっては、自転車事故に備える保険として、「個人賠償責任保険」と「傷害保険」の両方をパッケージにして販売している場合もあります。
- ◆このほか、自転車安全整備店で自転車を購入したり、点検整備を受けたりすると付帯される「TS（Traffic Safety）マーク付帯保険」があります。この保険は、自分がケガをした場合の傷害保険と他人にケガをさせた場合の賠償責任保険がセットになっており、自転車そのものに付けられている保険なので、誰が乗っても補償が適用されます。ただし、補償期間は1年で、補償内容が限定されていたり、限度額等が設定されていたりするので注意が必要です。



共通



くるまの保険



すまいの保険



からだの保険・他

メモ

対象	事故の相手		自分	備考
保険の種類	生命・からだ	財産	生命・からだ	
個人賠償責任保険	○	○	×	各損害保険会社で取り扱う商品
傷害保険	×	×	○	各損害保険会社で取り扱う商品
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店で購入または点検整備を行い基準に合格した自転車に添付される商品(保険期間1年間)

共通

くるまの保険

すまいの保険

からだの保険・他